

平成22年度 事業評価（事業活動記録）

事業No. 212

| | | | | | |
|------|------------|-----|-----------------------|------|-------|
| 所管部局 | 福祉部 | 所管課 | 社会福祉課 | 担当者名 | 山本 正代 |
| 事業名 | 日常生活用具給付事業 | | | 事業分類 | ソフト事業 |
| 細事業名 | 日常生活用具給付事業 | | | 政策体系 | 146 |
| 会計 | 一般会計 | 科目 | 3. 民生 - 1. 社会 - 3. 障害 | | |

1. 事業の概要

特殊寝台、入浴補助用具、電気式たん吸引器、ストマ用装具など、障がいのある人に対し、日常生活の便宜を図るための用具を給付する。

2. 事業の目的と必要性

① 施策で目指す目標との関連付け

地域生活支援事業として、障害者又は障害児の保護者に対し、障害ゆえに必要な物品で障害者等の日常生活や介護が容易となるような用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に寄与することを目的とする。

② 事業を実施する必要性

障害者の日常生活や介護が容易となるために必要な用具の給付を受けるための、個人負担を軽減するためが必要。

3. 事業費の推移

| | 単位 | 平18決算 | 平19決算 | 平20決算 | 平21決算 | 平22予算 | 平23計画 | 平24計画 |
|-------------------------|----------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 決算額または計画額 | 千円 | 5,200 | 0 | 9,549 | 9,370 | 10,000 | 10,000 | 10,000 |
| うち一般職・嘱託職・臨時職の給与および共済費等 | 千円 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 財源内訳 | 使用料・手数料等 | 千円 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 国・府支出金 | 千円 | 0 | 0 | 0 | 7,027 | 7,500 | 7,500 |
| | 地方債 | 千円 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 一般財源 | 千円 | 5,200 | 0 | 9,549 | 2,343 | 2,500 | 2,500 |
| 職員等の従事人員 | 人/年 | — | — | 0.10 | 0.30 | | | |
| 人件費 | 千円 | — | — | 672 | 1,523 | | | |
| 事業費総額 | 千円 | — | — | 10,221 | 10,893 | | | |

※事業費を要しない場合は「0」、事業を実施しない場合は「空白」で表示。
 ※千円未満を四捨五入し表示しているため、合計等が一致しない場合がある。

4. 主な事業費の内訳

障害者日常生活用具給付費 9,369,901円
 (扶助費)

5. 事業結果の概要

障がい者の日常生活や介護が容易となるための用具費用を交付した。

6. 活動の詳細

| 活 動 内 容 | 活動日又は時期 | 活 動 結 果 等 |
|--|---------|-----------|
| (1) その他 | | |
| 対象者からの申請に基づき審査（給付歴、業者見積額の確認等）、給付決定を行い給付券を交付。 | 申請により随時 | |

7. 所属長評価〔平成20年度から改善した点、今後の展開など〕

| |
|---|
| 日常生活用具の必要性や価格等、適切な給付について議論した。 障がいのある人の日常生活の便宜を図るとともに個人負担の軽減を図るために必要な事業である。 今後も障害者自立支援法に規定された、市町村地域生活支援事業の必須事業として実施する。 |
|---|

【参考】過年度の評価

■平成21年度の所属長評価

| |
|--|
| ①有効性・効率性を向上させるため、担当職員と議論を重ねた点 日常生活用具の必要性や価格等、適正な給付について議論した。 ②当該事業のアピール事項 障害者自立支援法に規定された、市町村地域生活支援事業の必須事業であり、6種類の用具について給付するもの。 ③反省点、今後の展開・方向性等 障害者自立支援法に規定された、市町村地域生活支援事業の必須事業として実施する。 |
|--|